

多摩産材利用開発事業実施要領

平成24年4月1日付23産労農森第877号

第1 目的

この要領は、多摩産材の利用開発事業（提案公募型事業）（以下「事業」という。）の適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

東京都が実施する普及PR事業に加え、多摩産材製品のデザインを含めた魅力ある製品の開発等を通して、多摩産材が普及するための効果的な提案を都内の意欲ある団体等から公募し、有効な取組に対して支援を行う。

第3 公募に関する内容

当事業の募集対象、申請者の応募要件、公募期間、補助対象経費、補助金の上限額及び下限額については、別に定める「多摩産材利用開発事業募集要領」によるものとする。

第4 応募申請

応募しようとする者は、「多摩産材利用開発事業募集要領」に基づき、知事に申請するものとする。

第5 事業の選定

- 1 知事は、本事業の適正な審議・選定を行うため、「多摩産材利用開発事業選定委員会設置要領」に基づき、外部専門家等で構成される選定委員会を開催するものとする。
- 2 選定委員会は、「多摩産材利用開発事業選定要領」に基づき審査し、補助対象事業を選定する。
- 3 選定結果については、応募のあった全ての申請者に通知する。
なお、事業効果を発揮させるために、選定した事業に修正を加え、又は条件を付すことができる。

第6 事業の実施

- 1 前項の選定結果を受け、当事業を実施しようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、「多摩産材利用開発事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、知事に申請するものとする。
- 2 事業実施主体は、知事から交付要綱第5に定める補助金交付決定通知を受けた後に、事業に着手したとき及び完了したときは、様式第1号に定める事業着手（完了）報告書を速やかに東京都知事に提出するものとする。
- 3 指定された期限までに事業実施主体から補助金交付申請書が提出されない場合や提出された事業計画書に従って事業が実施されない場合において、知事

はあらかじめ勧告し、なおかつ改めない場合には事業選定の取り消しを行うことができる。

4 開発された木材製品等に、本事業の主旨を木製資材等で表示することとする。

第7 事業計画の変更

1 事業実施主体は、やむを得ない事情により交付要綱第7に定める補助事業の内容等を変更する場合には、東京都と協議するものとする。

2 知事は、交付要綱第7の2に定める補助金等変更申請書の提出があった場合には、必要に応じて選定委員会の開催又は選定委員への文書による協議を行い、交付要綱第7の3に規定する変更承認又は変更交付決定を行うものとする。

第8 補助金交付申請書

1 交付要綱第3の2の(3)で定める補助金交付申請書及び交付要綱第7の2の(3)で定める補助金等変更申請書に添付すべき書類の「その他知事が必要と認める書類」とは、次のとおりとする。

ア 企画書（利用開発方法、期間、イベント開催等の意図が分かるもの）

イ 設計図（立面図、平面図等木材製品の規模が分かるもの）

ウ 完成後の製品等のイメージ図（デザイン等の特徴が判別できるもの）

第9 補助金実績報告書

1 交付要綱第13で定める補助金実績報告書の提出期限は、3月15日を目途とする。

2 交付要綱第13の2の(3)で定める補助金実績報告書に添付すべき書類の「その他知事が必要と認める書類」とは、次のとおりとする。

ア 位置図（イベント開催等の実施箇所）

イ 完成写真

ウ 多摩産材証明書（様式第2号）

エ 企画書に記載された各項目が判断出来る写真

オ 執行状況の記録（イベント開催等の日誌等）

第10 事業の確認検査

知事は、交付要綱第13に定める補助事業等実績報告書を事業実施主体から提出されたときには、事業実施主体の本事業に係る通帳・領収書・帳簿類関係書類等を確認するものとする。

2 確認検査は、補助事業等実績報告書の受理後、14日以内に速やかに行うものとする。

第11 補助金の額の確定

知事は、第10に定める完了確認検査の結果に基づき、補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

第 1 2 補助金の交付

補助金の請求については、事業実施主体は、第 1 1 に定める通知を受けた後、要綱第 1 5 に定める補助金等交付請求書を知事に提出して行うものとする。

第 1 3 その他

- 1 知事は、事業を円滑に推進する上で必要と認める場合には、事業実施主体に対して報告を求めることがある。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、産業労働局農林水産部長が別に定める。
- 3 本要領により難しい事項については、知事と協議し承認を受けるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
氏名 印

事業着手（完了）報告書

平成 年度多摩産材利用開発事業について、下記のとおり着手（完了）したので報告します。

記

| | |
|-----------|-------------------|
| 交付決定通知年月日 | 平成 年 月 日 第 号 |
| 利用開発活動の名称 | |
| 取組の内容 | 木材製品の製作、普及及び販売方法等 |
| 着手年月日 | |
| 完成（予定）年月日 | |
| 事業費 | |

第2号様式

多摩産材証明書

出荷先（住所）
（氏名）

印

下記の原木又は製品については、多摩産材であることを証明します。

| | |
|------|----------------|
| 証明番号 | |
| 納入量 | m ³ |
| 納入先 | |
| 納材品 | 樹種： |
| | 径級・規格等： |
| 納入時期 | 平成 年 月 日 |
| 備考 | |

(注) 本様式によるほか、多摩産材認証制度における確認書をもって変えることができる。